



目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
○告示(道の中心線からの水平距離の指定)の一部改正 (建築指導課)	1
公 告	
○高知県立人権啓発センターの指定管理者の募集 (人 権 課)	1
○高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の募集 (森づくり推進課)	2
○高知県立室戸体育館の指定管理者の募集 (公園下水道課)	2
○高知県立池公園の指定管理者の募集 ( " )	3
○高知県立海岸緑地公園の指定管理者の募集 (港湾・海岸課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (8・15揭示)	5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数( " )	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数( " )	5

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第585号**  
平成29年7月農林水産省告示第1071号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成29年8月18日  
高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
    - 登記簿記載の住所  
岡山県倉敷市広江六丁目5番14号  
イ 氏名  
辻 重真
    - 登記簿記載の住所  
岡山県倉敷市北畝一丁目21番25号セジュール北畝  
イ 氏名  
辻 重真
  - 保安林に指定する通知の要旨
    - 指定に係る保安林の所在場所  
高岡郡四万十町道徳字小本山407の6、407の16、407の17、407の20、413の1、字三ツ森420の10、420の12、字三ツ森山414、420の15、420の16
    - 指定の目的  
水源の涵養
    - 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第586号**  
昭和59年4月高知県告示第217号(道の中心線からの水平距離の指定)の一部を次のように改正する。  
平成29年8月18日  
高知県知事 尾崎 正直

-----  
公 告  
-----

- 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第5号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。  
平成29年8月18日  
高知県知事 尾崎 正直
- 指定管理者が業務を行う施設の概要
    - 施設の名称  
高知県立人権啓発センター(以下「センター」という。)
    - 施設の場所  
高知市本町四丁目1番37号 丸ノ内ビル4階から6階まで
    - 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
  - 指定管理者が行う業務
    - センターの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

- センターのホールの使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)
  - センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
  - 応募資格  
高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、センターの利用において、県民の平等利用を確保し、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、センターの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体とする。
  - 指定の手続
    - 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。  
ア 2の業務に係る事業計画書  
イ 2の業務に係る収支予算書  
ウ 2の業務に係る管理代行料提案書  
エ 定款、規約その他これらに類する書類  
オ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)  
カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類  
キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書  
ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類
    - 募集期間は、平成29年8月18日(金)から同年10月16日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年10月16日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
    - 現地説明会を平成29年8月30日(水)午前10時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。
    - (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者

の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項(管理業務仕様書を含む。)の配布は、平成29年8月18日午前8時30分から同年10月16日午後5時15分までの間に、高知県文化生活スポーツ部人権課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141101/>)で行う。

(6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県文化生活スポーツ部人権課

電話番号088-823-9804 ファクシミリ番号088-823-9058

電子メールアドレス141101@ken.pref.kochi.lg.jp

~~~~~  
森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第6号)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成29年8月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立森林研修センター研修館(以下「研修館」という。)

(2) 施設の場所

香美市土佐山田町大平80番地

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 研修館の許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 研修館の許可施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 研修館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 研修館の利用促進に関する業務

(5) 研修館の食堂の運営に関する業務

(6) 研修館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等)を有し、かつ、3の指定期間中、研修館の利用において、県民の平等利用を確保し、研修館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、研修館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。)によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするもの((3)の公募参加表明書を提出したものに限る。)は、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、平成29年8月18日(金)から同年10月16日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年10月16日午後

5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を平成29年8月18日から同年10月6日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)に7の提出場所に提出すること。

(4) 現地説明会を平成29年9月6日(水)午前10時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(5) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/>)からも入手することができる。

(7) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と研修館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県林業振興・環境部森づくり推進課

電話番号088-821-4571 ファクシミリ番号088-821-4576

電子メールアドレス030201@ken.pref.kochi.lg.jp

~~~~~  
高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第2号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成29年8月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立室戸体育館(以下「体育館」という。)

(2) 施設の場所

室戸市室戸岬町

(3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 体育館の利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(2) 体育館の利用施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 体育館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、体育館の利用において、県民の平等利用を確保し、体育館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、体育館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。  
なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの

5 資格審査の手続

(1) 指定管理者の指定の資格審査を受けようとするものは、(2)の資格審査申込期間内に、資格審査申込書に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 定款、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 資格審査申込書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

エ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

オ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

カ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割

分担に関する書類

(2) 資格審査申込期間は、平成29年8月18日（金）から同年9月22日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年9月22日の消印のあるものまで受け付ける。

(3) 資格審査の結果通知

ア 平成29年10月2日（月）までに、資格審査の申込者に電子メールで資格審査の結果を通知する。

イ 指定管理者の指定の資格要件を満たさなかったものには、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。この場合において、当該通知を受けたものは、当該通知が発せられた日の翌日から起算して5日（日曜日等を除く。）以内に、書面により知事に対して当該資格要件を満たさなかったことについての説明を求められることができる。

ウ 知事は、イにより説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日（日曜日等を除く。）以内に、書面により回答する。

6 指定の手続

(1) 指定管理者の指定の資格要件を満たしている旨の通知を受けたもので、指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

(2) 募集期間は、平成29年8月18日から同年10月20日（金）まで（日曜日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年10月20日の消印のあるものまで受け付ける。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に8の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>）からも入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

7 その他  
県は、指定管理者と体育館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

8 資格審査申込書及び申請書等の提出場所、募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県土木部公園下水道課  
電話番号088-823-9853 ファクシミリ番号088-823-9036

~~~~~

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。  
平成29年8月18日  
高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称  
高知県立池公園（以下「公園」という。）

(2) 施設の場所  
高知市池

(3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 公園における行為の許可等、公園のテニスコートの利用の許可等、公園における行為の許可及び公園のテニスコートの利用の許可の取消し等その他の公園における行為の許可及び公園のテニスコートの利用の許可に関する業務

(2) 公園における行為及び公園のテニスコートの利用に係る利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 公園の施設、設備等及び植栽並びに物品の維持管理に関する業務

(4) 公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務

3 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、公園の利用において、県民の平等利用を確保

し、公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの

#### 5 資格審査の手続

- (1) 指定管理者の指定の資格審査を受けようとするものは、(2)の資格審査申込期間内に、資格審査申込書に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 定款、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 資格審査申込書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

エ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

オ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

カ グループでの応募の場合にあっては、その構成員の役割分担に関する書類

- (2) 資格審査申込期間は、平成29年8月18日（金）から同年9月22日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年9月22日の消印のあるものまで受け付ける。

#### (3) 資格審査の結果通知

ア 平成29年10月2日（月）までに、資格審査の申込者に電子メールで資格審査の結果を通知する。

イ 指定管理者の指定の資格要件を満たさなかったものには、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知する。この場合において、当該通知を受けたものは、当該通知が発せられた日の翌日から起算して5日（日曜日等を除く。）以内に、書面により知事に対して当該資格要件を満たさなかったことについての説明を求めること

ができる。

ウ 知事は、イにより説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日（日曜日等を除く。）以内に、書面により回答する。

#### 6 指定の手続

- (1) 指定管理者の指定の資格要件を満たしている旨の通知を受けたもので、指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

(2) 募集期間は、平成29年8月18日から同年10月20日（金）まで（日曜日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成29年10月20日の消印のあるものまで受け付ける。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に8の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171801/>）からも入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

#### 7 その他

県は、指定管理者と公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

#### 8 資格審査申込書及び申請書等の提出場所、募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部公園下水道課

電話番号088-823-9853 ファクシミリ番号088-823-9036

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成29年8月18日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

##### (1) 施設の名称及び場所

ア 高知県立甲浦港海岸緑地公園（以下「甲浦港海岸緑地公園」という。）

安芸郡東洋町白浜

イ 高知県立手結港海岸緑地公園（以下「手結港海岸緑地公園」という。）

香南市夜須町坪井

##### (2) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

#### 2 指定管理者が行う業務

(1) 行為の許可等、利用の許可等、許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務

(2) 利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 甲浦港海岸緑地公園又は手結港海岸緑地公園の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げる業務のほか、募集要項に記載する業務

#### 3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

#### 4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、公園の利用において、県民の平等利用を確保し、公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの

#### 5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 2の業務に係る管理代行料提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、平成29年8月18日（金）から同年10月16日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、平成29年10月16日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に高知県土木部港湾・海岸課及び各土木事務所で行う。また、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/>）から入手することができる。

(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と甲浦海岸緑地公園又は手結海岸緑地公園の指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結する。

7 申請書等の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県土木部港湾・海岸課  
電話番号088-823-9883 ファクシミリ番号088-823-9657

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,486人である。

平成29年8月15日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,711人である。

平成29年8月15日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年8月15日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 93,616人 |
| 室戸市・東洋町選挙区              | 5,064人  |
| 安芸市・芸西村選挙区              | 6,292人  |
| 南国市選挙区                  | 13,453人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,872人  |
| 須崎市選挙区                  | 6,428人  |
| 宿毛市・大月町・三原村選挙区          | 8,099人  |
| 土佐清水市選挙区                | 4,246人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,829人  |
| 香南市選挙区                  | 9,439人  |
| 香美市選挙区                  | 7,666人  |
| 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 | 3,286人  |
| 長岡郡・土佐郡選挙区              | 3,575人  |
| 吾川郡選挙区                  | 8,661人  |
| 高岡郡選挙区                  | 17,164人 |
| 黒潮町選挙区                  | 3,404人  |